

留萌南部衛生組合規約

昭和48年11月26日 留振興第31号指令北海道知事許可

改正

昭和51年	6月10日	留振興第65号指令北海道知事許可
昭和53年	4月1日	留振興第22号指令北海道知事許可
昭和59年	11月20日	留振興第85号指令北海道知事許可
平成元年	10月24日	留振興第3号指令北海道知事許可
平成14年	4月4日	留振興第16号指令北海道知事許可
平成19年	3月28日	留地政第2921号指令北海道知事許可
平成20年	8月21日	留地政第1413号指令北海道知事許可
平成21年	9月17日	留衛組第58号届出
平成23年	4月4日	留地政第23号指令北海道知事許可
平成24年	12月20日	留地政第1959号指令北海道知事許可

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、留萌南部衛生組合と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 この組合は、留萌市、増毛町及び小平町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合の共同処理する事務及び組合市町は、次のとおりとする。

共同処理する事務	構成団体
し尿処理場の設置及び維持管理に関する事務	留萌市、増毛町、小平町
火葬場施設の設置及び維持管理に関する事務	留萌市、小平町
一般廃棄物処理施設（し尿を除く。）の設置及び維持管理に関する事務並びに収集運搬及び処分に関する事務	留萌市、増毛町、小平町
有害鳥獣等処理施設の設置及び維持管理に関する事務	留萌市、増毛町、小平町

(組合事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は、留萌市港町3丁目71番地に置く。

第2章 組合の議会

(組合議員の定数)

第5条 この組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、10名とし、その定数区分は次のとおりとする。

留萌市	4名
増毛町	3名
小平町	3名

(組合議員の選出)

第6条 組合議員は、組合市町の議会の議員のうちから、当該議会において互選する。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1名を選挙しなければなら

ない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、組合市町の議会の議員の任期による。

2 組合議員は、組合市町の議会の議員でなくなったときは、当該職を失う。

3 組合市町の議会の議員である組合議員が欠けたときは当該市町の議会において、直ちに補欠の組合議員を互選しなければならない。

4 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議決の特例)

第8条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第287条の2第1項の規定による議決の特例は、次のとおりとする。

(1) 議決対象事項が、組合市町の一部のみに関わる時は、関係市町から選出されている議員の過半数の賛成を含む全議員の過半数により議決する。

(2) その他特別の必要に基づき組合の議会の指定した事項の議決方法の特例は、組合議会で定めるところによる。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 この組合に、組合長1名、副組合長3名及び会計管理者1名を置く。

2 組合長は、組合市町の長が互選する。

3 副組合長は、組合長以外の組合市町の長及び組合長の属する組合市町の副市町長をもって充てる。

4 会計管理者は、組合長の属する組合市町の会計管理者をもって充てる。

(組合長及び副組合長の任期)

第10条 組合長及び副組合長の任期は、それぞれ属する組合市町の長及び副市町長の任期による。

2 組合長及び副組合長がそれぞれの組合市町の職を失ったときは、当該職を失う。

(組合長の職務代理)

第10条の2 組合長に事故あるとき、又は組合長が欠けたときは、副組合長がその職務を代理する。この場合においては、あらかじめ組合長が定めた順序で、その職務を代理する。

2 副組合長にも事故があるとき、又は副組合長が欠けたときは、組合長の指定する職員が当該職務を代理する。

(職員)

第11条 組合に職員を置く。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

3 職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第12条 この組合に監査委員を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て組合の議員及び知識経験者を有する者のうちから、それぞれ1名を選任する。

3 監査委員の任期は4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議会の任期による。

第4章 組合の経費

(組合の経費の支弁の方法)

第13条 この組合の経費は、組合市町の負担金、その他の収入をもって充てる。

2 組合経費の負担割合は、別に定める率による。

(その他)

第14条 前各条に定めるものの他、必要な事項は組合議会の議決を経てこれを定める。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和51年6月10日 留振興第65号指令北海道知事許可)

1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

2 この規約施行の際、現に知識経験を有する者のうちから留萌市外2町衛生センター組合監査委員として選任されている者の任期は、昭和53年3月22日までとする。

附 則 (昭和53年4月1日 留振興第22号指令北海道知事許可)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和59年11月20日 留振興第85号指令北海道知事許可)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成元年10月24日 留振興第3号指令北海道知事許可)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成14年4月4日 留振興第16号指令北海道知事許可)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日 留地政第2921号指令北海道知事許可)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月21日 留地政第1413号指令北海道知事許可)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成21年9月17日 留衛組第58号届出)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月4日 留地政第23号指令北海道知事許可)

この規約は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日 留地政第1959号指令北海道知事許可)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。